

立入禁止令と福生ホーム

——混血児収容施設福生ホーム覚書——

橋本孝蔵

はじめに

昭和二十七・八年は米軍人の福生地区への立入禁止令に端を発し、町の浄化対策として特殊飲食店街の設定、風紀取締り条例の公布等：町の行政が大きくゆれ動いた時期でした。そんな状況のなかで混血児の収容施設として「福生ホーム」が多摩川沿いの現市営プールのある場所の一角（当時は一面荒地でした）に建設されたのは、昭和二十八年七月のことです。そしてこの施設は僅か三か年で廃止され、今はその建物の形跡もありません。しかし横田基地を抱えた福生として、たとえ僅か三か年で消滅してしまった施設であったとしても、福生の現代史を語る場合に、何事もなかったものとして通りすぎるわけには行かないと思います。この「福生ホーム」という施設は、町長森田幸造氏個人と、

町会議員の一部有志、そして米軍の将校の有志の方々で形成した「福生ホーム委員会」により運営されておりました。そしてその経費の大半が米軍人将校及婦人の募金によって経営され、福生町は一切経費を支出しておりません。したがって、町の事務ではありませんので、町の事務報告書にも記録されず、その姿を消してしまいました。

この点「福生ホーム」はまことに特異な施設だったので、何故このような特殊な施設が、昭和二十八年頃に福生に生れたのか、当時の責任者であった福生町長森田幸造氏は既に逝去され、今その実態を窮めることは困難です。しかし私自身昭和二十九年から民生課長として、多少なりともこの「ホーム」の事務局として参画しましたので、私自身のメモ帳を中心に、元気で活躍されている鮎沢美代子女史（福生ホーム委員、当時は福生町議会厚生委員）貫井喜代次

氏（ホーム設立当時の民生課長）山下貞氏（当時横田基地司令官
渉外顧問兼通訳・現米国州政府事務所連絡協会長）の方々のお
話しや資料を頼りにメモ程度のもですが、まとめてみま
した。そこではじめに立入禁止令にゆれ動く町の状況につ
いて福生新聞の記事等を中心に覗いてみます。

一 米軍の福生地区立入禁止令について

昭和二十七年九月二日、横田基地司令官により基地の駐
留軍将兵の福生地区への全面的な立入禁止令が出されまし
た。いったいこの立入禁止令とはどういう事なのか、どう
してこのような措置がなされたのか。当時の福生を知らな
い方々にとっては、まことに不可思議な事と思われるかも
しれません。この立入禁止令は当時、福生の死活問題で
もあったのです。何故立入禁止になったかを語る前に、そ
の頃の福生町の街の状況について……これは福生の恥部で
はありますが、語らなければなりません。

昭和二十年九月、横田基地に駐留軍が進駐してくると間
もなく、政府は基地の近くに特殊慰安施設を設けましたが、
米側はそのような公娼制度を認めず、開設してすぐに禁止
されてしまいました。そして自然と米軍人を相手の夜の女
が生れ、あるものはパンパン（不特定多数の兵隊を相手にす
る女性）と呼ばれ、あるものはオンリー（特定の兵隊の恋人
となっていた）と称する女性が、次第に町に氾濫し、彼女

達は農家の蚕室や住宅の一室を借りたりして次第にその数
が増えてきました。そしてまた一方では、彼女達を通じて、
アメリカのタバコや砂糖、缶詰などが闇の物資として入っ
てきましたが、とにかく終戦後の二、三年はまったく食料
の配給が満足に行われず、飢餓寸前の状況でしたので、生
きてゆくために止むを得ない事でもありました。

しかし昭和二十五年、朝鮮戦争が起ると、戦時体制下の
米軍人を相手の特殊婦人が、全国各地から集ってきて今ま
でよりさらにその数も増え、しかも彼女達を收容するため
の「置屋」と称する特殊な形態の商売が生れてきました。
これはもう完全な売春業であって、しかもその置屋と称す
る事業に対しては福生以外の外部からも事業として投資さ
れ、町内のあちこちに建設されるようになってきました。
こうなってくると町の風俗は一変し、けばけばしい派手な
彼女達が町中に氾濫してきました。当時置屋が、どの地域
に、どの様な規模で、散在していたか、資料がありません
ので、その実態はわかりませんが、次の様な記録がありま
す。

○新風俗街「ふっさ」 中本たか子著

「青梅線で「たちかわ」から七つ目の「ふっさ」駅に
下りる。こゝ福生町は世帯数三千あまり、人口一万余千
人ぐらいであるが、すでに四百人ちかい夜の女たちがす
みついて、夕となれば近隣の農村に宿をもつ女たちまで、

あつまってきた、七百人ぐらいになるといふ」

「家のまわりにはたくさんふとんと枕が干してあるのに家の中はひっそりとして人気がない。そして家のなかには小部屋がいくつもある。……この昼間は得体のしれぬ家——ショート・タイムの家は、この福生町で三十軒もあるという事だが（後略）」

（『目撃者の証言』高見順編 昭和二十七年刊より）

これは昭和二十六・七年頃の福生の風景です。ショート・タイムの家とは、いわゆる『置屋』と称する家の事です。

その頃、福生町における米軍人相手の夜の女の実数は、四百名とも、五百名ともいわれておりましたが、その実数ははっきりしません。ただ当時、警察その他いろいろな機関や団体等の要請により性病予防対策という名目で、町が福生病院において、彼女達の検診を行っております。その概況が昭和二十七年の町の事務報告に次のように記載されております。

○性病検診について

「横田基地を控えた福生町の当時に於ける娼婦の数は急激に増加して来た。そして戦后道義のたい廃に基づく貞操観念の欠如により娼婦達は公然と売いん行為をするようになって来た。これに伴う性病の蔓延は想像に難くなく、風紀の乱れたることも亦申すまでもない。而して

昭和 27 年・性病検診実施表

	検診人員	淋病	梅毒	その他	要注意
1 月	1,363	14	7	1	23
2 月	1,178	1	1	10	0
3 月	856	16	1	1	20
4 月	726	13	8	3	39
5 月	884	12	6	0	24
6 月	970	9	0	0	26
7 月	953	7	0	0	60
8 月	1,122	2	7	0	11
9 月	1,211	1	2	0	14
10 月	450	5	0	0	0
11 月	223	3	0	0	0
12 月	111	4	0	0	0
計	10,047	87	32	15	217

（昭和 27 年度『事務報告』福生町役場）

これが取締については、関係当局の協力を得又一方に於ける検診対策については性病予防或はその治療を目的として、検診所を設け、週に一度の集団検診を実施して大なる成果を挙げて来た。
総合的な結果は次の通りである。」

この事務報告は当時の町の実態を如実に物語っておりま
す。性病検診を強制的に行う事は法律的には許されるわけ
はありませんが、この様な処置をすることによって、米軍
人が安心して彼女等と遊べる態勢を作るとは非常に大事
な事だったので。それ程当時、多くの住民の経済活動は
彼女達と関わり会う事によって成り立っていたともいえま
す。この様に、一方には彼女達の存在を必要悪として認め
ざるを得ない立場の人々があり、一方には青少年の教育上
の問題から、風紀上好ましくないとして、町の浄化を願う
人々も多くなくて、町自体が混沌としていた時代です。

しかし昭和二十七年四月に日米の講和条約が発効される
と、警察もこの基地の町福生の実態を憂え、青少年の不良
化防止対策を中心に、同年五月九日、福生地区警察は国警
東京都警察隊長と共に福生地区管内の町村長、学校長、P
T A会長等を集め、町の浄化対策について懇談しておりま
す。そして町浄化の一方策として一定の区域内に置屋を集
め、区域外は徹底的に取締まることにして、町の浄化を進
めて行く、現状ではこの様な方策を取る以外に方法がない
と思われる……と暗に赤線区域(特殊地帯)の設定を述べて
おります。

一方、その時の横田基地のフレッド・D・ステイパー
ス司令官はクリスチャンで、しかもヒューマニストでした。

ですから、とにかくアメリカ兵が「日本の特殊婦人を抱い
て街を歩いているのは誠に見憎い姿で、日米親善のため
はマイナスになってもプラスにはならない。少くともこの
基地のある福生町だけはきれいな、清潔な美しい町になっ
てもらいたい」とよく語っておられたという事です。

(山下貢通訳談)

二 町の立入禁止対策

この様な状況のなかで、病気を理由に僅か一年で退任さ
れた加藤市蔵町長の後、昭和二十七年七月に森田幸造氏が
町長に当選されましたが、就任早々、九月二日に米軍人の
福生地区立入禁止という問題にぶつかったわけです。

森田町長は九月九日、福生町議会の全員協議会を開催、
立入禁止問題についてその対策を検討し、議員全員で浄化
対策委員会を設置しました。そしてさらに小委員会を設け、
数次に涉り公聴会等を開催し、また警察の意見も参酌して、
十六日に最終結論を得て、次の様な方策を決定しました。
一、風紀取締り方策として東京都売春等取締条例では不
充分なのでさらに町独自に風俗取締条例を制定し、取
締りを強化し、浄化の徹底を計る。

二、特殊地域の設置

街娼婦対策の一つとして特定の地域(いわゆる赤線地
域?)を設定し、駐留軍相手の風俗営業をこの地域に

集結させる。

その地区は本七・本八の一部とし、地域外は徹底的に取締る。

三、性病予防の為、更に検診の徹底を計る(後略)。

この様な対策をもって再三にわたり横田基地司令官と交渉し、ようやく十月四日、立入禁止令が解除されました。

そして十月十五日付の福生新聞に「横田基地司令官「頭の切り換え」を要望」という見出しで、次のような談話を発表しております。その要旨は、

「今ベースでは約二百戸程ハウスが不足しています。

従来 of 置屋だった家の内部を少し改良すれば、米軍関係の家族用の住居にもなるし、また日本人使用人の家族用、あるいは寮としてどしどし貸してほしい。

そして町が浄化されれば、ベース内の五百戸の家族も町に買物に出るだろう。それ等は皆福生町として街娼婦に換る新しい購買力になるのである。

街娼婦のみが購買力だとしている考え方を切り換えて、新しい購買力を求め、そして正しい繁栄と発展をするようにすべきだと思う。福生町に御厄介になっている基地としては、福生町の正しい発展を願っているので、其のための協力は出来るだけしたいと思っている。」

この司令官の要望を契機に、八高線から基地との間に土地を持つ多くの農家がハウス建築にのり出す様になり、や

がて昭和三十年代に入ると外部からの資本が投下され、二十戸、三十戸と集団のハウス建設が行われる様になってきます。これは福生に都市化の波が基地のハウス建設という特異な形態で急速に押し寄せ、農家の生活を一変させると共に、このハウスに付随して、ハウスメイドという職業が生れ、家庭の主婦がパートとして職場へ進出して行く様になり、夫婦共稼ぎが生れてくるのも比較的早い時期でした。まだ羽村地区に工業団地が出来る以前のこと、ハウスは唯一の主婦の働き場所でもありました。夫婦共稼ぎの結果、学校が終り家に帰っても母親が勤めに出ている為、家に入れない児童が自然、家の鍵を持っているという事から、「鍵っ子」という言葉が間もなく生れてきたのも、基地の町の特有の風景だったかもしれません。

ところで昭和二十七年の立入禁止問題は、十月四日の解除により一応解決しましたが、実際には委員会を決めた対策案通りに事態はなかなか進みません。依然として置屋は各地区に散在しておりました。そして翌昭和二十八年九月に再度福生地区立入禁止令が出されます。そのため町及各種団体は、毎日夜小型トラックで町の浄化を叫び、積極的に浄化運動には乗り出しました。そして町は福生町風紀取締条例を公布し、これに違反する者は徹底的に取締るよう警察に要請し、その結果、十一月に立入禁止令は解除されました。

この昭和二十七年・八年にかけての立入禁止問題についてはさらに別に書かれるべき事件と思いますが、森田町長がこの問題について折衝を重ねている段階で、混血児問題がむしろ基地側から提案されました。したがって混血児收容施設福生ホームの建設は、立入禁止問題を除外して考える訳にはまいりません。

しかし直接利害に関係ある街娼婦問題については、さかんに論議されても、いざ混血児の問題となると皆背を向けてしまいます。恐らく森田町長もこの点、大分苦勞されたのではないかと思われれます。

三 福生ホームが出来るまで

昭和二十七年頃から横田基地内の一部隊が、混血児を收容している施設に寄付金を送るために募金活動を起しました。横田基地内では愛の募金運動が活発で、クリスマス前には、各部隊が競って種々計画を立てて募金活動をされてきたようです。そこへ福生地区に対する立入禁止問題等で、基地司令官と福生町長との折衝が前述の如くたびたび行われましたが、その過程で混血児問題が浮び上りました。司令官は、これは他の施設に寄付するより、むしろ福生地区の混血児の救済を行うべきであると判断され、それには一部隊としてではなく、横田基地全体で募金活動をしようという事になり、ケリー中佐を委員長として委員会を発足

させました。そして委員会は、この問題はむしろ町が中心となって処理すべきであるとして、森田町長に呼びかけました。ちょうどそれは立入禁止問題で基地司令官と折衝を重ねていた頃です。そこで森田町長は町議会の厚生委員を中心に対策を検討し、厚生委員でもあり、婦人会長でもあ

愛の混血児保育園

米軍横田基地の協力で 福生町に近く完成



米軍横田基地の協力により、福生町に近く完成した混血児保育園の様子が写っています。この施設は、混血児の救済と教育を目的として建設されたもので、完成後は福生地区の混血児を収容し、適切な生活環境を提供する予定です。

福生地区の混血児問題は、基地司令官と福生町長との折衝を経て、米軍横田基地の協力により解決の道が見えてきました。この保育園の完成は、混血児の生活環境を改善し、地域社会との交流を促進する重要な一歩です。

昭和28年建設中の福生ホーム (山下貢氏提供当時の新聞記事)

った鮎沢美代子議員を中心に、民間側の運動としてとりあげるようお願いし、同議員もこの問題に真剣に取り組みました。そして十一月には福生ホーム日米合同委員会が発足し、次のような方針を決めました。

記

- 一、混血児専用の收容施設を建設すること。資金の三分の二は米軍将兵の募金により寄付する。
- 一、混血児は学齢期に達したら付近の小学校へ通学させる。
- 一、民族的な差別はつけない。
- 一、收容児の母親は入園と同時に親権を認めず、園児は独立した戸籍を作る。

以上

この最後の項目にある「母親の親権を認めず園児は独立した戸籍を作る」という事は、混血児として虐待されたり、迫害されたりする事のないよう、あくまでも独立した日本人としての人格を持つようにしたものであるという。実際に戸籍上どの様な処理がなされたかは不明です。

この福生ホーム日米合同委員会の設立により森田町長は昭和二十七年十二月十四日、福生町議会の全員協議会において、混血児收容所の建設について、次のように発言しております。

「横田基地の米軍から建設費の三分の二程度は負担す

るから、是非福生町で混血児收容所を建設してほしい」という申入れがあったので、町としても有志から浄財を募り施設の建設に協力したい。現在米側では既に百八十万円位は集められている。なお経営については福祉法人を設立し、国・都の補助金を得て運営したい。募金等については婦人会等をお願いしたい」

これに対し議会は賛否両論で、「混血児が小学校に入ってくるのは困るので他の町村へ建設してほしい」という意見など出ましたが、森田町長は米軍横田基地側の積極的な善意を快く受けるべきであるとして、「議員としてではなく、個人として協力してほしい」と議会を説得し、建設に踏切った。

一方横田基地側については、当時の新聞に次の様な事が報ぜられております。

「これはあなたの保育園です。あなたたちの金で建てられるものです。だが資金難で苦しんでいます。おもちゃでも古着でも結構ですからあなたの自由意思でこの義金にに応じてください。というポスターを張って義金箱を取付けた。」

この様にして集めた資金は、昭和二十八年三月には約二百三十万円に達し、土地は福生町有志の寄付により、多摩

川原の荒地二百坪に対し木造平屋モルタル造り七十六坪の建物を建設（工事費二百六十五万円）。七月四日、独立記念日を期して開園しました。この建設について当時の新聞に、日米両者の次の様な談話が載っております。

○日本側委員の一人福生町議員鮎沢美代子さん談

「福生町周辺は夜の女が多く自然混血児も多い。中には混血児を抱えて生活に困っている人もかなりあるといわれる。その対策として混血児全部の保育園をつくることはわかっているが、資金難で悩んでいたやさき米軍からこの問題について研究しようとの話があったので合同でことを運び、三十名を収容できる保育園が生れることになりました。ほんとうに助かったと思います。」

○米軍側委員長ケーリー中佐談

「これは基地の将兵と福生町の理解ある協力とが実を結んだもので資金は私達の手でなんとかするが、経営は一さい福生町にまかせてある。混血児問題も各方面で相当地で出しているが、将兵の寄付金で建てられ、維持費も基地で出し、経営を地元の町にまかせるといったケースは、私の知っているところでは日本でも初めてだろうと思う。」

確かにまだ米軍の占領という事態から、やっと講和条約が結ばれ独立国となったものの、戦勝国アメリカ、敗戦国

日本には変わりありません。そうした状況のなかで、当然日本側が処理しなければならない問題に対して、この様な米軍将兵及将校婦人の寄付金により、当時二百八十万円もの資金を投じて建設されたという事は異例の事かも知れませんが。その頃の二百八十万円という金額は現在の五千万円位に相当します。これに対し福生の有志からの寄付金は、まだまだ窮乏のどん底からやっと脱出した頃で、十万円集めるのがやっとの事でした。それにしても米側の善意はいいいどこから来るのでしょうか。単なる慈善事業としての好意なのだろうか、混血児という事に対する責任感からか、血がつながっているという事に対する親近感からか、とにかく開園式を取扱った新聞紙上（二八・七・五日刊）に次の様な記事が載っています。

「基地ステイバース司令官から日米親善委員会へ福生ホームの正式引渡しが行はれ、同委員会を代表して森田福生町長が移管書類を受取った。（中略）ここに初めて日米親善のヒューマニズムが生んだともいえる三多摩初の混血児収容所が開園された」

四 福生ホームの運営について

施設は木造モルタル仕上げの水色の明るい建物で、その中には、男児室・女児室・育児室・浴場・台所・遊戯室（畳）・二段式ベッド・事務室等があり、当時の日本人にと

福生ホームの児童収容状況

	収延	容員	養縁	子組	母親のへ	現在の児童	備考
昭28.	8	名 27		名 11	名 6	名 10	毎日新聞記事
昭31.	5	名 50		名 36	名 9	名 5	福生ホーム委員会報告 (橋本メモ)

基地側委員から直接倉沢氏を通じて経理が行われております。そして毎月の経常的な費用は、

つてはまことに羨ましい設備が整っておりました。そして管理人には、かつて救世軍の孤児施設に居られたことのあるクリスチャンである倉沢信七氏と妻多喜さん(保母)が住み込まれ、育児に当りました。

福生ホームの経営主体は前述の通り福生ホーム日米合同委員会です。この委員会の日本側委員は森田町長の他に、当時議長及厚生委員ではあったがあくまで個人としての資格で田村利一氏・説楽美知氏・鮎沢美代子女史等の他に、後に婦人会長野島カヤ女史・倉沢信七氏が主な委員でした。委員会は毎月定例的に開催され、収容児童の状況、建物の維持管理に関することや、さらに社会福祉法人設立の方策等いろいろ検討されています。

◎児童の収容状況について
僅かに残されている新聞記事や小生のメモによると、福生地区周辺の混血児の実数も明らかではありませんので、比較は出来ませんが、入所児童は実在の数よりはるかに少なかったようです。(上段表参照)

養子縁組が積極的に行われておりますが、どの様な手続きで行われたのかよくわかりません。「あの子は良い子だから私の子供の友達になれると思うので貰って行きたい」といとも簡単に里親になり本国へ連れて帰った。」という話をよく聞きました。しかしこの様に養子縁組により引取られて行く児童はまだよかったが、最後まで引き取り手がなく、そのまま残され、他の施設に収容されて行った児童がありました。児童の世話をされた倉沢さんは「引き取り手のない子の将来を思うと本当に可愛想で、心配です」と語っていました。

しかし養子縁組によりアメリカへ渡った子供達、母親の手元に引取られた子供、施設に入った児童、皆それぞれ幸に生きているのだろうか、それについてはまったくわかりません。

◎福生ホームの経理について

毎月の経常的な経費は米軍側の委員から直接倉沢さんに渡され処理されておりました。その費用は毎月ほぼ二〇〇ドル約七万二千円位でした。昭和三十年十月分の経費が次

昭和30年福生ホーム運営経費

内 訳	金 額
料 費	12,000円
給 費	44,612円
氏 料	6,989円
沢 熱	4,910円
倉 食	2,725円
光 医	4,255円
衣 雑	75,491円
計	(209.7ドル)

(橋本メモ)

の様に報告されてお
ります。

これはその時の児
童の収容人員八名分
と、倉沢夫妻を含め
た経常的な経費で、
その他に衣類等は將
校婦人等から寄贈さ
れていました。これ
に対して日本側委員
は婦人会や一部篤志

家の寄付を呼びかけましたが、なかなか集りませんでした。ただ森田町長の努力で共同募金から四万一〇〇〇円の配分金を昭和二十九年度に貰う事ができ、さらに都内の篤志家から月一万円寄付するという申込みもありました。この資金は臨時的な施設の修理とか、乾燥室の建設とか、主として設備関係に使われ、さらに余った分で、隣接の土地約二百坪を購入しております。

五 福生ホーム満三周年で遂に廃止される

この様に福生ホームは米軍の善意によって運営されてきましたが、いつまでもこの様な形態でいるわけにはまいりません。日本側の委員は福祉法人設立の方策について努力

を重ねてきましたが、当時の日本は、まだまだ敗戦のどん底からやっと立ち上ったばかりで、国も都も財政的なゆとりがありませんでした。したがってこの様な混血児のみの施設で、しかも米軍人の募金に頼っているという様な不安定な財政運営では、ことさらに認可が難しく、現状では殆んど見込がありませんでした。

そこで日本側が集めた資金は経常的な費用に使うことをせず、基本財産の確保のために用地の取得等を行うべく準備してきましたが、なかなか資金が集りません。月一万円という篤志家の寄付と、年に一度の共同募金の配分金以外には、歳末助け合いで精々婦人会等から二千元程度集るくらいでした。しかもこの唯一の共同募金の配分金も、収容児童の減少により、昭和三十年度は減額されております。

一方、昭和三十一年頃になると基地の内部でも、僅か数名の福生ホームの児童のために多額の経費を支出する事は、他の施設への援護活動が出来ないので、資金の配分について再検討すべきであるという声が大きくなってきました。そこで基地側委員は資金の獲得のために立川基地やジョンソン基地等と呼びかけ、さらに児童の親である兵隊に対しては帰国しても、本国にまで呼びかけて集めるという努力がなされていきました。

この様な悪条件のところへ、さらに日本側の中心である森田町長が任期満了になり、しかも町長選挙に敗れてしま

い、この事が福生ホームの存立に大きく影響してきました。そして選挙後、日本側のみの理事会が開催され、米側から「一応初期の目的は達したので、基地側としては、これ以上ホームの經常経費を支出することは困難である。建物その他の施設は日本側に提供するので、今後の運営については根本的に再検討してほしい」という申し入れがなされました。そこで前町長森田幸造氏は委員会にはかりホームを閉鎖することを決意しました。残務整理に当られた倉沢さんは、最後まで残された児童を他の施設に委託し、退職されました。今、倉沢さんの消息はまったくわかりません。元気でおられるのでしょうか。

この様にして昭和二十八年七月、米軍人の好意により生れたこの特異な施設は、昭和三十一年九月、満三年でその幕を閉じました。その後この建物は町に移管され、一時期、福生警察署の独身寮に使用されましたが、市民プールが建設されると、やがてその建物もまったく姿を消してしまいました。そして今そこには小プールが出来ており、夏になると児童達が水遊びに興じております。

おわりに

昭和二十七年・八年にかけての立入禁止問題。そして日米合同による福生ホームの建設という一連の出来事は、基地の町福生の特異な現象であると思います。ただこれら一連

の出来事は福生の現代史のなかでどの様な位置付をすべきかは、私如き素人が云々出来るものではありませんので、歴史の専門家に委ねることにします。

尚当時、横田基地司令部の通訳兼顧問として、日米双方の立場をよく理解されて、双方の仲介の労を執られた山下貢氏の活躍も度外視することは出来ません。貴重な資料を提供して下さった氏に対し心から御礼申し上げます。

(はしもと・こうぞう 福生市史編さん委員 加美平在住)

《参考資料》 福生町風紀取締条例(昭和二十八年福生町条例第十号)

第一条 この条例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二条 前条の目的を達するため福生町は東京都売春等取締条例(昭和二十四年東京都条例第五十八号)により風紀取締を行う他この条例

の定めるところによる。

第三条 売春を行う者と認められる者に貸間、貸室又は貸家をした者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

第四条 駅、公園、路上其の他公衆の目に触れるような所において公衆に嫌悪の情を催させるような仕方で接吻、抱擁等の行為をした者は拘留又は科料に処する。

第五条 売春を行うことを目的として売春を行う者と認められる者と同

件外出した者は二千元以下の罰金又は拘留に処する。

第六条 旅館、飲食店、カフェー、バー、キャバレー、ダンスホール其

の他接客を業とする者であつてその使用する婦女子に売春をさせたものは一年以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附則

この条例は昭和二十八年十一月五日から施行する